

入札説明書

調達内容等件名 広島市北部こども療育センター及び広島市北部障害者デイサービスセンターで使用する電気

公 告 日 平成28年10月11日

上記に係る入札等については、関連法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

社会福祉法人 広島市社会福祉事業団

項目及び構成

- 1 契約者
- 2 契約担当部署
- 3 調達内容
- 4 競争入札参加資格
- 5 競争入札参加資格確認申請書の提出
- 6 競争入札参加資格確認の通知
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 8 契約条項を示す場所等
- 9 仕様書等に関する質問
- 10 入札の方法
- 11 開札
- 12 その他

契約書（案）及び仕様書

別紙（使用予定電力量及び実績）

別添 競争入札参加資格確認申請書
入札書（指定様式）
入札附属書
委任状
仕様書に関する質問書（指定様式）
入札書等の提出について

入札説明書

1 契約者

社会福祉法人広島市社会福祉事業団

2 契約担当部署

〒731-0223 広島市安佐北区可部南五丁目8番70号

社会福祉法人広島市社会福祉事業団 広島市北部こども療育センター 管理課

電話 082-814-5801

3 調達内容

(1) 調達等件名及び数量

広島市北部こども療育センター及び広島市北部障害者デイサービスセンターで使用
する電気 予定使用電力量 691,385 kWh (2年2か月間)

(2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成31年3月31日まで(契約期間が複数年度にわたる長期継続契約)

(4) 履行期間

平成29年2月1日から平成31年3月31日まで(2年2か月間)

(5) 履行場所

広島市北部こども療育センター及び広島市北部障害者デイサービスセンター
広島市安佐北区可部南五丁目8番70号

4 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格のすべてを満たしていること。

(1) 社会福祉法人広島市社会福祉事業団経理規則施行基準(以下「経理規則施行基準」という。)第4条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(3) 入札公告日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分、広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消し、社会福祉法人広島市社会福祉事業団(以下「広島市社会福祉事業団」という。)の指名停止措置を受けていないこと。

(4) 広島市競争入札参加資格の「平成26・27・28年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「16-01電力供給」に登録している者であること。

(5) 営業を行う上で法令上許可、認可等を必要とする登録種目にあっては、その許可、認可等を受けていること。

5 競争入札参加資格確認申請書の提出

入札に参加を希望する者は、次により所定の競争入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書の交付方法

広島市社会福祉事業団のホームページ(<http://www.hsfj.city.hiroshima.jp/>)からのダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告日から平成28年11月10日(木)までのうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 交付場所

〒732-0052 広島市東区光町二丁目15番55号

広島市児童総合相談センター5階 広島市社会福祉事業団 事務局（経理担当）

電話 082-506-2030

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出方法

ア 提出期間

上記5(1)アに同じ。

イ 提出場所

上記5(1)イに同じ。

ウ 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便に限る。）又は持参とする。なお、郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限の午後5時までに必着させること。

6 競争入札参加資格確認の通知

競争入札参加資格確認申請書を提出し、本件入札の参加資格を有すると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格を有する者であると認められた者が、前記4の各号いずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失する。

8 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、入札書の提出場所及び問合せ先
5(1)に同じ。

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法
5(1)に同じ。

9 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書に関する質問がある場合は、次のとおり、書面（指定様式）を提出すること。

ア 提出期間

上記5(1)アに同じ。

イ 提出場所及び問い合わせ先

上記5(1)イに同じ。

ウ 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便に限る。）又は持参とする。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問を受けた日の翌日以降、次のとおり閲覧に供する方法で回答する。なお、上記(1)アの期間の経過後に質問書を提出した場合は、入札書等の提出期限までに当該質問に対する回答ができないおそれがある。

ア 閲覧期間

入札公告日の翌日から平成28年11月16日までの毎日

イ 閲覧場所

広島市社会福祉事業団のホームページ(<http://www.hsfj.city.hiroshima.jp/>)

10 入札の方法

(1) 入札書の提出場所
5(1)イに同じ。

(2) 入札書及び入札附属書の提出期限

平成28年11月16日（水）の午後5時までに提出すること。

郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、平成28年11月16日（水）の午後5時までに必着させること。（別添「入札書等の提出について」を参照）

(3) 入札書及び入札附属書の作成方法等

ア 入札書は、所定の用紙によること。

イ 入札書（指定様式）の記載項目

(ア) 入札回（「入札書第 回」に何回目の入札であるかを記載。）

(イ) 年月日「平成 年 月 日」（提出日を記入すること。）

(ウ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印が必要。この場合、委任状の提出が必要である。委任しない場合は空欄とすること。）

(エ) 入札金額（参考 2年2か月間の予定総額）

(オ) 入札金額を2年2か月間の予定使用電力量で割った額

(カ) 基本料金単価（契約電力に対する契約希望単価）

(キ) 電力量料金単価（予定使用電力量に対する契約希望単価）

(ク) 割引料金（月額）

(ケ) 「消費税法第9条第1項の適用について」は、該当の数字を○印で囲むこと。

(注) 記載するに当たって、次の点に注意すること。

1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。

2 入札金額の訂正は認めない。

3 本入札書に記載する入札金額（参考 2年2か月間の予定総額）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札附属書により見積もった2年2か月間の予定総額の108分の100に相当する金額を記載すること。

ウ 入札附属書の記載項目

仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に対して、契約電力及び予定使用電力量の契約希望単価並びに割引がある場合はその割引料金を控除して計算した結果を記載すること。ただし、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」の様式に積算の内訳を記載できない場合は、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」を見本に、入札金額（参考 2年2か月間の予定総額）の積算の内訳を任意様式（用紙はA4サイズ（定型）とし、2ページ以上に及ぶ場合には袋とじのうえ、割印をすること。）に記載して提出すること。

なお、入札附属書の積算に誤りがある場合、また、入札附属書が入札書記載金額と対応していない（金額が一致していない）場合は、無効とする。

(ア) 標題「入札附属書（入札書積算内訳 第何回）」

(イ) 年月日「平成 年 月 日」（提出日を記入すること。）

(ウ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）

(エ) 仕様書に定めた標準力率での契約電力に対する各月の基本料金の契約希望単価（標準力率の変動に対する積算を伴う場合はその積算方法。複数設定可能。）

(オ) 予定使用電力量に対する電力量料金の各月の契約希望単価（複数設定可能。）、金額及び積算方法

(カ) 割引がある場合、その割引料金及び積算方法

(キ) 各月の基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を差し引いた合計金額

(ク) 1年間の基本料金合計、電力量料金合計、割引料金合計、予定総額

(ケ) 2年2か月間（履行期間）における基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を控除した合計金額及び当該合計金額の108分の100に相当する金額（予定総額）

(注) 記載するに当たって、次の点に注意すること。

1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受

任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印鑑は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。

2 基本料金及び電力量料金の単価には、1円未満の端数を含むことができる。ただし、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額及び2年2か月間の予定総額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入すること。

3 別紙入札附属書に示した予定使用電力量は、使用月の日量を集計したものである。

(4) 無効の入札書

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件に係る入札公告及び入札説明書に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札決定までの間に前記4(4)の広島市競争入札参加資格の取消し、広島市の指名停止措置若しくは広島市社会福祉事業団の指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

イ 競争入札参加資格申請書に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 再度入札を実施する場合において、初度入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札

オ その他経理規則施行基準第4条各号のいずれかに該当する入札

(5) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、別添の様式による委任状を入札時まで提出すること。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(6) 入札回数

3回を限度とする。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穩の挙動等をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあるときは、入札を延期し、またはこれを廃止することができる。

(8) 入札方法

ア 入札書の入札金額は、入札附属書により見積もった2年2か月間の予定総額の108分の100に相当する金額を記載すること。

イ 入札書には、入札附属書に記載した契約希望金額の単価を記入すること。

ウ 落札の決定に当たっては、総価により行う。

(9) 契約方法

契約は、入札書に記載された基本料金及び電力量料金の単価（当該金額に1円未満の端数を含むことができる。）で行う。

(10) 燃料調整費等

入札価格の算定に当たっては、燃料調整費及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含まないものとして入札すること。

11 開札

(1) 開札の日時及び場所

平成28年11月17日（木） 午前10時

広島市東区光町二丁目15番55号

広島市児童総合相談センター 3階 評価会議室

(2) 開札

ア 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うこと（立ち会うことができる者は、1名とする。）。立ち会うことができない場合は、開札時刻までに前記5(1)イの広島市

社会福祉事業団事務局に連絡すること。入札者が立ち会わない場合、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認められた場合のほか、入札及び開札場所から退場することができない。

エ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

ア 本件公告に示した調達サービスを履行できると本市が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札日の翌日（市の休日でない日）にくじ引きにより落札者（落札者となるべき者）を決定するものとする。ただし、同価の入札をした者の全てが立会している場合には、開札後直ちに、くじ引きにより落札者を決定する。なお、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。

ウ 他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

12 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 契約手続における交渉の有無

無

(3) 契約書の作成等

ア 契約締結日は、落札決定の日から5日以内の日付とする。

イ 契約書は2通作成し、広島市社会福祉事業団及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

ウ 落札者が前記アの日に契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

エ 契約書用紙は広島市社会福祉事業団が交付する。

オ 本契約は、広島市社会福祉事業団が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。

(4) 契約条項

別紙契約書（案）のとおり。

(5) 特約事項

本件調達には、契約期間が複数年度にわたる長期継続契約である。次年度の予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。また、広島市社会福祉事業団は当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。